平成16年　第509号

6月

広報大鰐（おおわに）

KOHO ● OWANI

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT　TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

青森県
大鰐町
広報誌

●大鰐町ホームページアドレス　http://www.town.owani.aomori.jp

■鰐中生によるつつじ植樹（県立自然公園「茶臼山公園」）

『何をやる時も一生懸命・・・』

つつじに取り付けられた木札には
そんな新入生の思いが記されていた
掘っても掘っても出てくるのは
土と石
何かを植えないことには
育たない
優しく見守ってやらないと
花は咲かない

■平川河川敷、親水公園の清掃（クリーン大作戦４月17日）

Topics
話題

中学校の入学記念植樹

植樹方法を教わる鰐中一年生

町主催による平成十六年度大鰐中学校新入生の「つつじ植樹」が四月二十一日、県立自然公園「茶臼山公園」で行われました。

大鰐中学校に入学の新一年生百十三名と、商工会・観光協会・旅館協同組合・物産協会の会員等で百三十本のつつじの苗木を植えました。

開会に先立ち、二川原町長は「つつじは長いもので千年も生きているものもあるとのことで、みなさんの先輩たちが植えてきたおかげでこんなにも立派なつつじの名所となりました。今日は、一本いっぽんに心を込めて植えてください」と述べ、津軽森林管理署の小野英典次長から自然環境に対する森林の持つ機能など「森林の大切さ」について説明が行われました。

中学生たちは、営林署職員の指導のもと慣れない手つきで唐鍬を使い苗木を植え付け、苗木には各々自分の名前と夢を書き入れた木札を取り付けていました。

外﨑繁栄・民謡歌謡チャリティーショー

当町の居土地区出身で民謡歌手として活動している外﨑繁栄氏(六十二歳・千葉県在住)が四月二十五日、総合福祉センターでチャリティーショーを開催し、町内外から五百人程詰め掛け、館内は立ち見も出るほど大盛況でした。

外﨑氏は、芸歴が四十年以上ということでお弟子さんも多く、今回の公演には、氏が主宰する繁栄会会員ら九十人程が応援に駆けつけて、自慢の唄や三味線でステージを盛り上げました。

公演に先立ち、外﨑氏は「民謡、三味線といった津軽の伝統をいつまでも大切にし、子供たちが引き継いでいってもらいたいとの思いで教育の場でもお手伝いさせてもらっています」と、近況を語っていました。

また当日は、外﨑氏並びに繁栄会より大鰐町社会福祉協議会、大鰐町老人クラブ連合会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉会、あゆみの会の五団体へ活動にお役立てくださいとの善意で寄付金も贈られました。

公演のフィナーレでは、会場から再会を楽しみに惜しみない盛大な拍手が送られていました。

大鰐地区防犯協会で『春の地域安全運動総決起大会』

大鰐地区防犯協会で春の地域安全運動総決起大会が四月二十日、大鰐警察署において行われました。

出席した大鰐署員、地区防犯協会会員等は、昨年当町において、「窃盗団らしき数人が当町に潜伏したのでは―」との事案が発生して町内を震撼させているだけに、四月二十一日から五月二十日までの期間中の地域安全に向けて一層気を引き締めていました。

防犯指導隊員等は、会長(代理原田助役)の査閲を受けた後、町内パトロールや大鰐温泉駅前で防犯呼びかけのチラシを配布しました。

山火事防止パレード

青森県山火事防止対策協議会中南支部大鰐分会による山火事防止パレードが四月二十八日に行われました。

出発式で二川原町長(分会長)が「乾燥するこの時期、林野・山火事が多く発生します。昨年四月、大鰐温泉スキー場内において林野火災が発生しております。地域のより一層の山火事防止に対する意識高揚に努めてほしい」と挨拶しました。

この後、旧営林署跡地(虹貝)を出発地点に大鰐警察署、南分署、町消防団、中南農林水産事務所、林業育成会等の関係者は三班に分かれて各車両に分乗し、「林野・山火事防止」を呼びかけながら町内をパレードしました。

Town
町の

祝 春の叙勲で受章

四月二十九日付けで、内閣府から春の叙勲受章者が発表となり、当町から澁谷郁朗氏が瑞宝双光章を受章されました。

瑞宝双光章
【消防功労】
澁谷郁朗氏（七十六歳・鯖石）

澁谷氏は、昭和二十五年に大鰐町消防団に入団以来、平成二年消防団長として退団に至るまでの四十年余りに亘り、地域消防活動、並びに消防施設整備の充実に尽力するとともに貢献された功績に対して授与されました。

また、町議会議員として連続五期二十年を務められ、地域の集会施設の整備推進に尽力されました。

氏の略歴をご紹介します。

【略歴】
▼昭和二年八月十一日　鯖石に生まれる
▼昭和十七年三月　石川町立尋常高等小学校高等科卒業
▼昭和二十五年三月　石川町消防団に入団
▼昭和三十三年十一月　弘前市石川消防団分団長
▼昭和五十二年三月　大鰐町消防団副団長
▼昭和五十五年五月～平成二年四月　大鰐町消防団長
▼昭和五十七年三月　消防長官より永年勤続功労章
▼昭和五十八年十二月～昭和六十一年十二月　青森県消防協会理事
▼昭和五十年一月～平成六年十二月　大鰐町議会議員（五期）
▼昭和五十四年四月～昭和五十七年三月　大鰐町農業委員会委員
▼昭和六十一年二月　青森県町村議会議長会表彰
▼平成二年二月　全国県町村議会議長会表彰
▼平成六年二月　青森県町村議会議長会表彰

鰐小が春季を制す

第19回大鰐・碇ヶ関地区春季少年野球大会が五月一日、二日の二日間にわたって大鰐スタジアムで開催されました。

大会には大鰐町から四校、碇ヶ関村から一校の五校が参加して、トーナメントにより熱戦が繰り広げられ、決勝は大鰐小と、前日に大熱戦を制した長小との間で行われ、大鰐小が初回から攻守で波に乗り、四回裏の攻撃では大量十一点を挙げたのに対し、長小は序盤の二得点に留まり、大鰐小が春季を制しました。

試合の結果は次のとおりです。

○予選（一日）
碇ヶ関小　2―10　大鰐小
長峰小　13―10　蔵館小
大鰐小　15―0　大鰐第二小
○決勝（二日）
長峰小　2―18　大鰐小

大鰐町成人大学校の開講式

成田睦子さんが受講生を代表して誓いの言葉を述べる

平成十六年度大鰐町成人大学校の開講式が四月十五日、町中央公民館で行われ、第三十二期寿学級百六名、第二十期やまびこ学級八十九名が入学しました。

式では、花田中央公民館長が「三月の閉講式まで十六講座を予定しています。講座のみならず自主的な活動を進めるきっかけとなれば幸いです」と、また二川原町長から「体、脳などは使わなくなると休みます。これから学ばれることを自宅に帰ってから皆さんが先生となって指導してください」と述べました。

受講者を代表して成田睦子さん（大鰐６Ｂ）が「健康に注意し、楽しく、心豊かに暮らせるように、学んだ事を少しでも社会に役立てられるように頑張ります」と誓いの言葉を述べました。

平成15年度中山間地域等直接支払交付金＜集落協定等の実施状況＞を公表します。

対象となった集落名	対象となった農業者数(人)	交付金額(円)			交付対象農用地面積(㎡)				
			うち集落共同活動充当額	うち農業者への配分額		田の急傾斜地面積	田の緩傾斜地面積	畑の急傾斜地面積	畑の緩傾斜地面積
宿川原	39	839,531	461,764	377,767	107,009	0	0	58,125	48,884
三ツ目内	144	7,022,505	3,862,443	3,160,062	1,012,278	9,583	524,028	119,213	359,454
居　土	78	2,416,874	2,416,874	0	339,871	5,193	252,544	0	82,134
折　紙	8	331,117	165,561	165,556	47,036	0	36,998	0	10,038
高野新田	40	2,006,905	1,103,813	903,092	253,781	13,679	175,979	10,923	53,200
虹　貝	17	355,796	195,696	160,100	101,656	0	0	0	101,656
早瀬野	22	1,161,551	638,865	522,686	151,508	0	140,283	0	11,225
島　田	23	1,700,619	850,314	850,305	174,901	0	80,301	90,889	3,711
蔵　館	24	1,138,153	569,083	569,070	167,573	0	0	68,956	98,617
元長峰	59	3,293,594	3,293,594	0	685,204	20,736	14,801	58,237	591,430
苦　木	64	2,278,742	2,278,742	0	348,939	0	195,239	22,360	131,340
長　峰	63	2,465,797	1,356,217	1,109,580	537,679	9,421	93,123	0	435,135
九十九森	16	707,952	389,380	318,572	88,494	0	88,494	0	0
唐　牛	153	7,731,202	3,865,629	3,865,573	1,226,095	12,743	447,711	150,271	615,370
駒　木	26	2,037,776	1,018,895	1,018,881	189,792	66,005	48,537	0	75,250
駒ノ台	35	2,405,844	1,202,935	1,202,909	598,594	17,758	0	0	580,836
日の出・前田ノ沢	23	998,389	499,201	499,188	285,254	0	0	0	285,254
森　山	53	1,851,202	1,295,867	555,335	332,915	0	0	85,750	247,165
八幡館	70	2,190,356	1,204,731	985,625	325,247	0	0	131,499	193,748
合　計	957	42,933,905	26,669,604	16,264,301	6,973,826	155,118	2,098,038	796,223	3,924,447

平成15年度中山間地域等直接支払交付金は、19集落に42,933,905円が交付されました。

■直接支払制度とは

農業・農村は、食料を供給するだけでなく災害の防止や安らぎの場など「多面的機能」を担っています。

この中で中山間地域は、平野部に比べ生活基盤が立ち遅れていることや、傾斜地が多く農業生産の条件が不利なことなどから、過疎化や老齢化が進み、農地などの管理がままならず、「多面的機能」の低下が懸念されています。

このため、中山間地域で農地の維持管理活動を実施する場合、生産条件の不利性を直接的に補うため、農地の斜度に応じて交付金を交付する制度です。

■対象となる農地

①急傾斜農地
・傾斜１/20以上の水田
・傾斜15度以上の畑

②緩傾斜農地
・傾斜１/100以上の水田
・傾斜８度以上の畑

③小区画・不整形な水田

④高齢化率・耕作放棄率が高い農地

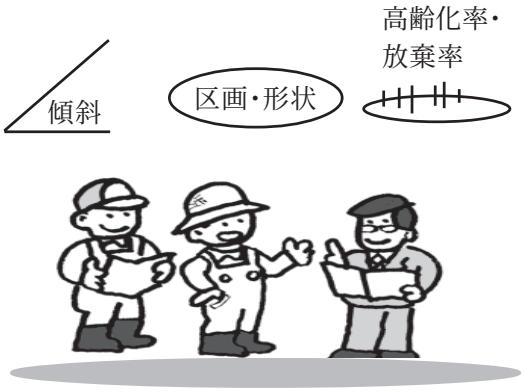

●対象農地と支払単価

（円／10ａ）

対象となる農地		水　田	畑
急傾斜農地	傾斜　１/20以上（2.86度）の水田 傾斜　15度以上の畑	21,000	11,500
緩傾斜農地	傾斜　１/100以上（0.57度）の水田 傾斜　８度以上の畑	8,000	3,500

■直接支払いを受けるには

直接支払交付金を受けるには集落協定を結ぶことが必要です。協定では、農業生産活動や多面的機能を増進するための共同活動内容、交付金の使い道などの取り決めをします。

交付金は農業者への配分と集落の共同取組活動費でおおむね半分に分けられます。集落の共同取組活動としては、耕作放棄地の防止、区画整理や水路・農道の整備、担い手の育成等があり、これらの活動を５年以上継続して行うことが必要です。

■共同取組活動

大鰐町の共同取組活動には、主に次のようなものがあります。

【農業生産活動等】
・既耕作放棄地保全管理（草刈り、防虫対策等）……19件
・水路や農道の管理（泥上げ、草刈り等）　……19件

【多面的機能を増進する活動】
・周辺林地の下草刈り　……18件
・景観作物の作付け　……１件

【生産性受益の向上】
・農作業の受委託促進……９件
・機械や施設の共同購入、共同利用……５件
・高付加価値型農業の推進　……２件
・農作業の共同化……３件

【担い手の定着】
・オペレーターの募集、研修等への参加……５件
・認定農業者の育成……14件

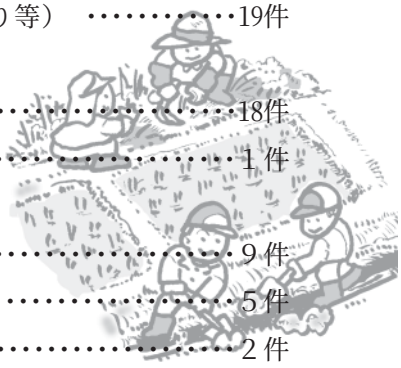

■お問い合わせは
町役場農林課　☎48―2111
内線437（齋藤）

この他にも、各集落で様々な共同取組活動を行っています。

●詳しい内容を知りたい方は、町役場農林課までお問い合わせ下さい。

ご存知ですか国民年金

住民生活課だより

■国民年金について、よく知らないという方も多いのではないでしょうか？

国民年金は、日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の方が、被保険者として保険料を納める事により、次のような給付が受けられます。

【老齢基礎年金】

皆さんの老後を支える年金です。

満額　七九四、五〇〇円
（月額六六、二〇八円）

【障害基礎年金】

病気やケガで障害が残ってしまったときの年金です。

一級　九九三、一〇〇円
（月額八二、七五八円）

二級　七九四、五〇〇円
（月額六六、二〇八円）

【遺族基礎年金】

一家の働き手を亡くしてしまったときの年金です。

妻と子一人
一、〇二三、一〇〇円
（月額八五、二五八円）

子本人　七九四、五〇〇円
（月額六六、二〇八円）

いずれの年金も受け取るために保険料を納めた期間・免除期間等の受給資格期間を満たす事が要件となり、障害年金の場合は、障害の程度により支給されます。

このように国民年金は皆さんの生活を経済的に支えてくれます。

■免除制度をご存じですか

国民年金制度には、経済的に保険料を納めることが困難な方のために、保険料が免除される制度があります。

免除制度には、生活保護法による生活扶助を受けている方や障害年金を受けている方等が届出をすることにより免除される法定免除、前年の所得が一定額以下であれば、申請することにより保険料が免除される全額免除と保険料の半額が免除される半額免除があります。ただし、半額免除の場合は保険料の半額を納めないと未納期間として扱われます。

■国民年金標語を作ってみませんか

青森社会保険事務局では、県民の皆様に国民年金を身近に感じていただくために「国民年金標語」を募集します。

入賞者には賞状と記念品を進呈し、作品については各種広報に活用させていただきます。

●応募資格　県内在住の方

●作品の規定　「国民年金」の字を必ず入れてください。

また、自作未発表の作品に限ります。

●応募方法　はがきに①標語作品②住所③氏名（ふりがな）④年齢⑤職業⑥電話番号を明記し、〒〇三〇―八五五六　青森市本町一―三―九　青森社会保険事務局「国民年金標語募集係」まで応募ください。

●応募締切り　平成十六年八月十六日（月）当日消印有効

皆さんからのたくさんの応募をお待ちしております。

■詳しくは
町役場住民生活課　国民年金係
☎48－2111内線327（成田）

保健福祉課　だより①

乳幼児予防接種について

■お子さんの予防接種は順調にすすんでいますか。

お母さんからプレゼントされた、病気に対する抵抗力は、自然に失われていきます。お子さん自身で免疫力をつくって病気を予防するために予防接種を受けましょう。

対象月齢を過ぎると、公費での接種ができなくなります。望ましい接種時期に忘れずに受けるようにしましょう。

※関東地方では、風疹が流行しています。今後、東北地方での流行も考えられますので、対象月齢を過ぎても未接種のお子さんは接種（任意接種）することをお勧めします。

●詳しくは、「家族の健康カレンダー」をご覧下さい。

	対象月齢	望ましい接種時期
三種混合（Ⅰ期初回・３回）	生後３～90ヵ月未満	生後３～12ヵ月
〃　（Ⅰ期追加）	〃	Ⅰ期初回接種後12～18月の間
ポリオ　（２回）	生後３～90ヵ月未満	生後３～18ヵ月
ツ反・ＢＣＧ接種	生後３～48ヵ月未満	生後３～12ヵ月
麻しん	生後12～90ヵ月未満	生後12～15ヵ月
風疹	生後12～90ヵ月未満	生後12～36ヵ月
日本脳炎（Ⅰ期初回・２回）	生後６～90ヵ月未満	３歳
〃　（Ⅰ期追加）	〃	４歳

■お問い合わせは　町役場保健福祉課☎48－2111内線305・309（木田、会津）

保健福祉課 だより②

健康に関する町の状況

平成15年１月１日～12月31日までの当町の死亡人数は162人でした。

死亡原因をみると悪性新生物、いわゆるがんが１番多く59人(36.9%)であり、部位別でみると男性では肝臓がん、肺がん、大腸がんが各５人ずつと多く、女性では膵臓がん６人、肝臓がん５人の順になっています。肝臓がんでの死亡が多いのが大鰐町の特徴です。

がんに次いで呼吸器疾患、心疾患、脳血管疾患の順となっています。

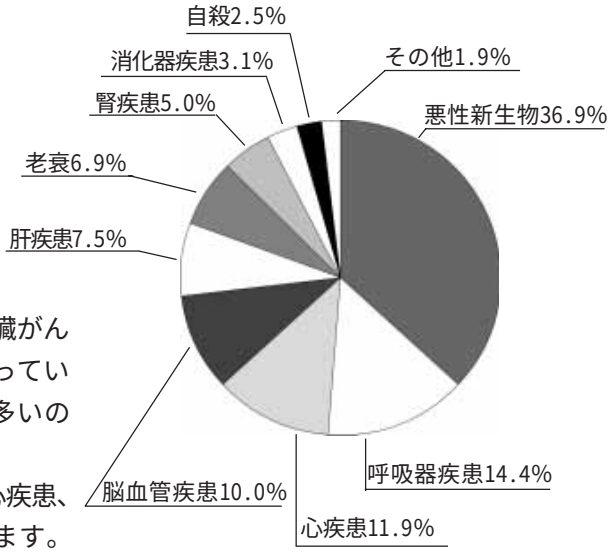

●死因別死亡割合
(死亡人数162人中)

■15年度検(健)診の受診状況

	胃がん	大腸がん	肺がん	基本健康診査	肝炎検査	前立腺がん	子宮(卵巣)がん	乳(甲状腺)がん	骨密度検診
対象	40歳以上男女 30･35歳男女					50歳以上男性	30歳以上女性		
対象者数	4,823	5,027	4,772	3,850	2,815	2,334	3,412	3,438	3,438
受診者数	1,198	1,240	2,802	1,364	417	443	698	752	610
受診率	24.8%	24.7%	58.7%	35.4%	14.8%	19.0%	20.1%	22.7%	19.2%
精検対象者数	113	27	100	527	30	47	3 (15)	30(11)	113
精検受診者数	91	18	72	317	23	39	3 (14)	28(9)	57
精検受診率	80.5%	66.8%	72.0%	60.2%	76.7%	83.0%	100%	93.3%	50.4%
がん･病気発見件数	1	0	5	166	22	5	2	1	30

■基本健康診査の状況

健診の結果では、異常なしの人が全体の3.9%しかおらず、生活に注意が必要といわれる「要指導」の人が33.3%、病院で精密検査が必要であるという「要医療」の人が38.6%、健診の受診以前より治療を受けており、引き続き治療を続ける必要がある人が24.2%でした。

年々「要指導」「要医療」の人が増えてきています。

病気の種類別では、近年高脂血症で「要医療」になる方が増えてきており、15年度の健診では186人(34.3%)が「要医療」であり、精密検査の結果、治療開始になった人が57人でした。

いずれの検(健)診においても、精密検査の受診率がまだまだ低い状況です。

検(健)診の結果、精密検査が必要な場合は、早めに専門の医療機関で受診しましょう。

■受診結果指導区分割合

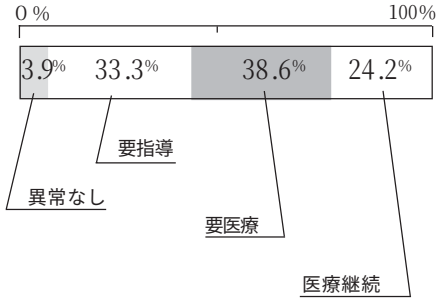

■お問い合わせは　町役場保健福祉課☎48－2111内線307(石澤)

平成16年度全国統一防火標語

火は消した？ いつも心に　聞いてみて

消防だより

消防署　南分署
☎48−2108

大鰐中学校二年生 普通救命講習を受講

四月二十一日(水)、大鰐中学校の二学年九十九名の生徒の皆さんが普通救命講習を受講し、終了証が交付されました。

今年で七回目となる普通救命講習に、生徒の皆さんはグループに別れ、実際にダミー(人形)を使って、人工呼吸や心臓マッサージなどの救命法を学びました。

迅速な救命手当と１１９通報は、救命リレーのスタートです。そのスタートをきるのは、その場に居合わせた「あなた」しかいません。

▲真剣な表情で署員から説明を受ける参加者

救急車を呼ぶ時は…

私達は、いつどこで突然の怪我や病気におそわれるか予測できません。

また、怪我や病気の中ではそのままにしておくと状態の悪化を招き、生命が危険に陥るものがあります。迅速な行動が尊い命を救います。

■１１９番が通じたら、次の事を慌てないではっきりと伝える。

①所在地と誰でも分るような目標があれば、それを付け加える。
・大きなビルやアパートなどの場合は何階の何号室かをはっきりと話し、入口はどこが一番近いかを付け加える。
・駅の場合は、何番線ホームで何という入口が最も近いかを付け加える。
②どうして怪我をしたのか、またはどんな状態で発病したのかを話す。
③今どんな状態であるか見たままの状態を簡単に話す。

サイレンが聞こえたら、できるだけ案内する人を出して誘導する。

■現場に到着した救急隊員に、次の事を連絡する。

①救急隊が到着するまでの容体の変化。
②あなたが傷病者のために行った応急手当の内容。
③持病があればその病名、かかりつけの病院。

保健福祉課　だより③

■介護保険家族介護慰労金を支給

要介護認定で、要介護４及び５に該当する町民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去１年間介護保険からのサービス(年間１週間程度のショートステイの利用は除く)を受けなかった方を現に介護している家族を慰労するため、年間10万円が支給されます。

受給を希望される方は、印鑑及び振込先の預金通帳(郵便局を除く)を持参し、町役場保健福祉課で申請手続きをしてください。なお、右記の大鰐町在宅寝たきり老人介護手当との重複受給はできません。

■在宅寝たきり老人介護手当を支給

満65歳以上の在宅で寝たきり(平成16年６月1日現在で６ヵ月以上寝たきり)状態の老人を介護している方に対し、介護手当(５万円)を支給します。

受給を希望される方は、６月25日までに印鑑及び振込先の預金通帳(郵便局を除く)を持参し、町役場保健福祉課で申請手続きをしてください。

なお、介護保険家族介護慰労金との重複受給はできません。

■詳しくは　町役場保健福祉課☎48−2111
内線315(油川・山口)

警察署だより

☎48－2241

■シートベルト・チャイルドシート着用徹底

平成15年中の青森県内における交通事故死者104人中、「自動車乗車中」の死者は49人で、このうち23人はシートベルトの非着用状態にありました。この23人が全員シートベルトを着用していたならば、８人は助かった可能性があったと思われます。

シートベルト・チャイルドシートは、交通事故発生時に最大の効果を得られる安全装置です。

【シートベルト・チャイルドシートの着用効果】

●衝突・急ブレーキ・急ハンドルの時、ハンドルやフロントガラス等に頭や体を強打したり、座席からの転落を防ぐのに有効で、衝撃から身を守ります。

●衝突で車のドアが開いたり窓ガラスが割れるなどした時、車外に放り出されるのを防ぎます。

●正しいシートベルトの着用は、運転姿勢を適正に保たせ、疲れも少なくなります。

●チャイルドシートは、小さな体をしっかり固定し、子供を守ります。また、子供が車内を動き回ったりして運転操作の支障となることを防止するのにも有効です。

家族みんなでシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。

【チャイルドシートの正しい取り付け方法について】

●チャイルドシートは、より安全な後部座席への取り付けが基本です。乳児用シートは、後ろ向きに装着し、幼児用・学童用は前向きに取り付けましょう。

●エアバックを備えている車の場合、助手席にチャイルドシートを後ろ向きに取り付けると、エアバックが作動したときにその衝撃で突き飛ばされることがあり危険ですから、後部座席に取り付けましょう。

●チャイルドシートは、ベルトの緩み等取り付け方法を誤ると、効果が発揮されないので、取扱説明書などに従って正しく取り付けましょう。

シートベルトは、運転者・助手席同乗者は勿論、後部座席の同乗者にも着用させるよう努めましょう。

小さな子供を乗車させるときには、チャイルドシートを座席にしっかりと固定し、子供を正しく着座させましょう。

■地域ぐるみで暴走族を追放しよう

●暴走族って何？

暴走族とは、「改造バイク・四輪車」で爆音・暴走行為や蛇行運転、信号無視等の違法行為を繰り返し、地域住民に危険・迷惑を及ぼしている集団です。また、暴走族は暴走行為だけでなく、強盗、傷害、恐喝、バイクや車の窃盗事件を繰り返しており、単なる暴走行為集団ではなく、犯罪集団と言えます。

●暴走族は暴力団の予備軍

暴力団は、暴走族に目を付け、組に引き入れようと狙っています。また、必ずと言っていいほど、暴走族の背後には暴力団組織が隠れており、一旦暴走族に入ってしまうと、抜けようとするときにリンチを受けたり、「脱退料」としてお金を取られたりしています。

●暴走族追放への取組

青森県暴走族総合対策本部では、各警察署と連携し、平成15年に刑法・道路交通法違反等で、暴走族及び関係者を1,874人検挙、うち32人を逮捕しています。

暴走族検挙対策として、覆面バイク（通称ブラックアイ）を警察署に配置し、また、暴走族加入阻止・離脱を進めるため、中・高校生を対象とした加入阻止教室の開催を予定しています。

●みんなの力で暴走族を追放しよう

《家庭では》

●友人関係に配意して、親同士で連絡を取りながら、暴走族への加入防止及び暴走族からの脱退をさせましょう。

●二輪車や四輪車の消音器（マフラー）の改造等の不法改造を見かけたら、家族で注意し、やめさせましょう。

●暴走運転による迷惑性や危険性、交通事故の悲惨さ、その責任の重大さについて話し合いましょう。

《地域・職場では》

●自治体で推進する暴走族根絶運動に積極的に参加するなど、地域や職場ぐるみで「暴走族３ない運動」（暴走をしない、させない、見に行かない）を展開しましょう。

●暴走族が集まりやすい場所の管理を徹底して、集合しにくい環境作りに努めましょう。

警察と地域が連携して問題を解決しましょう

青森県警察暴走族総合対策本部では、暴走族に関する情報発信活動として、ホームページを開設しました。

■山菜採りの遭難をなくそう

【昨年６月の山菜採り遭難の特徴】

●タケノコ採りの遭難が多発

山菜採りで、最も遭難事故が多いのは、タケノコ採りです。

昨年も、10人中10人全員が、タケノコ採りが原因で遭難しておりますが、竹藪の中で方角を見失って迷ったり、山に深く入りすぎて、下山できなかったケースがほとんどです。

●高齢者の遭難が多発

●遭難の原因は、「道迷い」が圧倒的

「道迷い」が10人中９人で、全体の90％を占めております。

３月定例町議会　一般質問

○町政ここが聞きたい●

山口多喜二　議員　　成田孝昭　議員
秋田谷和文　議員　　長利晃　議員
山田金治　議員　　内海繁勝　議員
渡辺久一郎　議員

7名登壇

質問

①第五リフトが営業中に急停止した事件は
②駅前開発における温泉取得は

山口多喜二　議員

問①　かねてより、リフト、ゴンドラ、スカイフォーの事故を心配していました。古いせいもあり、整備をしてもどうにもならない状況であると感じます。テレビ、新聞等にも報道されていますが、ゴンドラの滑落、落下事故が多発しています。

大鰐スキー場には、たくさんの人々が来場します。そういった中で、ゴンドラが落ち、リフトが急停止、人間がリフトから落下する、このようなことは絶対に起きてはならない事件です。

昨年第五リフト、スカイフォーリフトをペアリフトに変える、新設するものと思っていましたが、なぜ新設しなかったのか。リフトの新設をぜひ考えていただきたい。

ことしの冬の営業は、雪不足もあり、大変であることは予測できますが、営業の実績を上げるには、初期の一月の雪不足は致命傷です。地球温暖化が進む中、よりたくさんの人々にこのあじゃら山に来ていただくためにも、頂上付近、台風十九号の被災地、財産区の所有地ですが、この場所にリフトを移設してはどうか。

答①（町長）　まず、リフトが急停止したことですが、スキー場は、だれもが快適にスキーを楽しめるだけでなく、安全で安心して利用できる施設でなければならないのは当然で、そのような環境を提供することは、運営に携わる者の大きな責務と思います。

質問の第一点目、修繕費も数年で一基架け替えられるほどの高額になっています。さらに、各リフトの輸送能力と利用人員が不適合であったり、スキー場内各エリアのアクセスが不便ということも考慮すれば、スキー場を経営していく上で、リフトの架け替えは不可欠と認識していますが、問題は財政状況です。

現状からすれば、国の補助事業あるいは過疎債など、優位性のある起債事業等の導入に頼らざるを得ませんが、同時に、上級マニア向けであります国際スキー場の位置づけ等も含め、全体的な検討が必要と思います。

質問の二点目、今シーズンは特に暖冬少雪でスキー場が実質的に営業を開始したのは一月六日でした。ゴールデンタイムとも言える年末年始の営業ができなかったことは、大きな痛手です。しかし、山頂付近は十二月中旬でも三十センチぐらいの積雪があり、滑走可能な状況でした。

議員がご指摘の場所は、積雪量も多く、また斜度も初・中級者にはうってつけと思われます。ただし、数年前に植林され、これが林野庁の高額な助成を得ての事業であること、使用面積が広大で、環境アセスメント調査等も義務づけられる可能性があるなどの点から、もう少し調査検討させていただきます。

架け替えが必要なリフト

問②　駅前地域交流センターの建設が町の温泉宿泊施設、商店街、大鰐町全体の活性化のための起爆剤になり得るのか、疑問を感じます。

一番、温泉が平川を越える、そして駅前に公衆浴場が建設されることは、大鰐町始まって以来のことになりますが、一人五百円という高額の入浴料金は、ユートピアを彷彿させます。経営は果たして成り立つのか、利用者の納得を得ることはできるのか、ユートピアの二の舞を踏むことにはならないのか、管理運営費はどのぐらい見積もっているのか。

二番、財産区の温泉権利量の譲渡を受けたということですが、温泉利用協同組合とは円満解決できたのか。

答②（町長）　温泉街及び商店街の衰退が進行している状況の中で、その活性化が急務との判断から、町の両端に集客力のある施設を設定し、その間に人の流れをつくることで目的を果たしたいというのが基本的考えで、その一つが交通の拠点でもあります大鰐温泉駅前に計画中の地域交流センターです。

ユートピアがどのような意図のもとにつくられたのか、私

には知る由もありませんが、町の商店街は無関係のような気がします。

日帰り温泉とした根拠は、東北では温泉浴が日帰り観光において一位であるという調査結果によるものです。

また、駅前地区にランドマーク的施設がないこと、旅館等と提携し、町内宿泊客は割引価格で利用できるようにすることで、旅館等が自前の温泉施設に過大な投資をしなくてもよいようにすることも、ねらいの一つです。

また、入浴料金が、五百円というのはまだ決まったわけではありません。確かに、五百円というのは、この地域としては高く感じるかもしれませんが、これには休憩料も含まれています。調査したところでは、休憩料を別途徴収している施設は少なからずあり、結果的に四百円から千円程度になっていますので、このことを考えれば、必ずしも高くないように思います。

また、町内の業者を圧迫しないためにも格差は必要で、少なくとも四百円以上にはせざるを得ないのではないかと考えます。

次に、管理運営費ですが、当初、私どもが入浴料三百円で、おおわに山荘を参考にしながら行った試算では、四千万円前後でしたが、コンサルが五百円で算出した金額は一億五千万円以上で、一千万円ないし二千万円の黒字という予想でした。しかし、軽食や物産販売等を合わせても一億円がせいぜいではないかと考えます。

温泉権利量については、何度かの折衝の結果、大鰐財産区から現在八十リットルの譲渡を受けられる見通しとなっています。

温泉利用協同組合との問題ですが、去る一月二十日、臨時総会を開催していただき、この件についてお願いしましたところ、諸般の事情を考慮して、特例として供給を認めるということで、ご了解を得たと思っています。

質問

①町の集団健診、受診率を高めるには
②町立大鰐病院、入院手続きの是正を

秋田谷和文 議員

問① 我が町の集団健診の状況を見てみたい。

基本健診は、平成十一年度以降、その受診率は三〇％強に固定化しており、胃がん、大腸がん検診においては二〇％台前半で、固定化しています。一方、目を近隣市町村に転じると、基本健診受診率が六〇％を数える自治体も見受けられます。

この高い受診率と比べるとき、我が町の受診率は余りにも低く、かつ固定化している感を否めない。この原因はどこにあるのか。町民の中には、仕事の関係上、なかなか受診できないとの声もあります。こうした事情の町民には、町立病院が対応し得ないものか。

とにかく、制度をつくればそれで事が済んだといった姿勢であってはいけません。受診率を高め、健診制度を実りあるものにするため、今後いかにこの問題に取り組む所存か。

答①(町長) 発症率が高くなる四十歳から五十歳代は、自分の体より仕事を優先する傾向が強く、当町の場合、特に顕著で、健診受診率の低さの一端はその辺にあるのではないか、また自分の健康を過信する傾向も強いのではないか。

いかに町民の健診受診率を高めるかですが、自治体病院を抱えているところでは、随時受診できる人間ドック形式で成果を上げている。もちろん当町でも実施しているが、受診者数は毎年五十人程度と、決して多くない。

その理由は、毎年六月で申し込みを締め切っていることとPR不足ではないか。

今後、申し込みについては随時受け付けることとし、さらにPRに努めることで受診者数をふやし、病気の早期発見に努めます。

また、保健協力員のご協力を得ながら、受診への積極的な勧誘と健康意識を高めるための健康教室等の開催を図りたい。

受診率を高めたい集団健診

問② 町立病院に入院する際、入院証書なる書面が求められます。その書面第三項に、「治療上の出来事には、決して異議を申しません」との一文があります。患者は、この内容を約束する形で、入院証書を提出しています。果たして、これを見るものは、いかなる感想を抱くでしょうか。

素直にその文を読むとき、患者側は治療に、さらには治療の結果に、何の不満も言ってはいけない、ただ病院に対し物を言わず、従順であることを求められているように読み取れます。病院は患者を診てやる、患者側は沈黙せよとの時代錯誤した思想を感じ取る者もいるのではないでしょうか。

治療あるいはその結果に疑問を持つとき、それをただすのは患者の当然の立場です。いやしくも公の町立病院が、治療に不満があっても文句を言うなと約束させるようなことは、到底是認できるものではなく、強い違和感を覚えます。

一体、いつごろからこの条項が組み入れられてきたのか。

また、即時にこの条項の削除または是正を求めたい。

答②(町長) 調査したところ、ご指摘のような文面がありました。この文面は、相当以前から使用されていたものと思われます。即時にこの文面を削除するように指示し、既に是正

しました。
　このようなことで入院される方に不安を与えてはならないのは当然であり、職員には、議員のご指摘を真摯にとらえるよう注意を喚起しました。

質問

①大鰐町駅前開発計画について

山田金治　議員

問①　当町では駅前開発として地域交流センター建設に取り組んでいるが、前に町長は、境界の件を聞いたとき、クリアできると答えたと記憶しています。境界の話し合いはついたのか。
　続いて、大鰐財産区の分湯の話し合いはついたようですが、金額は幾ら支払ったのか。
　そして、地域交流センター建設により、財産区の共同浴場が二箇所閉鎖されるとのことですが、補償金は幾ら払うのか。
　ずばり完成予定日はいつになるのか。

答①（町長）　境界の問題ですが、昭和二十一年に所有権が旧内務省に移ったと思われる記載があります。しかし、登記簿上は個人名義のままになっていたのです。
　この問題は、国土調査の錯誤として修正できるならば、話は簡単ですが、この提案に所有者は同意しませんでした。とすれば、残る方法は国が所有者を相手に訴訟を起こすことですが、所有権の移動に関する証拠が十分とは言えず、かつ関係当局からの回答が、解決の緊急性がないということでしたので、やむを得ず、登記簿に準拠し、買収することとしたものです。
　質問の二番目、この金額は、大鰐町温泉事業条例によると、一口、四リッターで二十二万円とすることになっていますが、もう一つ補償金の問題があります。目下折衝中で、間もなく決着するだろうと思っています。

整地が進む地域交流センター建設用地

　質問の三番、完成予定は、一応平成十七年三月の工期で発注する予定でいますが、施行業者が決定次第、協議して、なるべく早い方法、できれば年内の完成をお願いしたいと思っています。

質問

①環境教育の推進を
②不耕起栽培、有機栽培について

渡辺久一郎　議員

問①　今日、持続可能な社会を構築することが全人類共通の課題ではあるが、その解決のためには、現在の産業構造や社会経済システムのみならず、国民の暮らしそのものを環境保全型に根本的に見直す必要があります。そのためには、学校教育での取り組みは当然のこと、家庭、地域社会、経済活動など、あらゆる分野を視野に入れた総合的な環境教育・学習を通じて、人類の生存基盤である地球環境と共生した人間の生き方や社会構造のあり方を学び、持続可能な社会の実現に向けて積極的に行動する人材を育てていくことが不可欠です。
　我が町でも環境教育・学習と実践について、総合的かつ体系的な取り組みを推進する必要があると思いますが、町長、教育長の意見を伺います。
　また、子供交流事業を農林水産省の都市農村交流事業と連携をとって行おうとしています。その中では、グリーンツーリズムと心の教育連携モデル事業として約二週間にわたる交流活動や、また子供交流連帯活動事業として二、三日の交流活動や、学校教育連帯交流事業として小中学生の授業の一環として子供たちの農業農村体験を推進しようとしています。
　自然の多くが残っている大鰐町が、これらの事業の受け入れ先として適していると考えます。受け入れ先として発信することが、まちおこしにもつながると考えます。

答①（町長）　私どもの中にも、このような山間地に生まれ生活しながら、その特徴をよく知らず、生かし切れていないこともあろうかと思いますが、特に都会の環境の中で疲弊している子供たちの心身を、地方での自然体験や農業体験などを通してリフレッシュすると同時に、自然の大切さを認識させるという教育法については、大賛成です。
　当町自体をよく見つめ直し、議員のご提案に対してどのような役割を果たせるかを考え、まちづくりに生かしていきたいと思います。

有効活用が期待される町の豊かな自然

答①（教育長）　環境教育は、大鰐町全体で取り組まなければならない問題です。学校教育のみならず、すべての町民に対して啓蒙し、行政としても各課連携のもとに対応すべきものと考えます。
　昨年七月に環境の保全のための意欲増進及び環境教育の推進に関する法律が成立し、その中において各市町村も、学校教育に対する指導や施設の設置、それからさまざまな教育の推進などが義務づけられています。

問②　平成十六年度の県の予算案が提示され、攻めの農林水産業」ということで、青森ブランド構築に大きな意欲を見せています。

そこで県では、品種特性を最大限生かせる産地の創設や、多様な消費者のニーズにこたえる「有機の郷づくり事業」を新規に計上、また直播栽培の普及も進め、低価格帯の米づくりを実現しようとしています。これには、不耕起栽培が最も適していると考えます。

耕さない田んぼに植えられる稲は、育つ環境が悪いため、自然にたくましくなる、そのために化学肥料も使わず、病気に強く、また冷害にも強く、そして何よりも田植えの準備をしなくてもよい。大鰐町も、不耕起栽培プラス有機栽培で、ぜひこの指定を受けるように努力していただきたい。

答②（町長）　県では、消費者の食に対する安全・安心志向への関心の高まりから、環境に優しい農業の推進を図り、有機農産物の生産拡大を進めていくために、平成十六年度新規事業として、十三の事業で構成されますあおもり「有機の郷づくり」総合推進事業を実施することとしています。

指定を受けた場合の事業内容としては、市町村推進協議会の開催、有機栽培農家等の組織化と講習会の開催、有機栽培等実証圃の設置などがあります。また、有機栽培等の生産に必要な機械導入に対する助成もあります。

有機栽培などへの取り組みは、時宜を得たものと考えますが、まずは農協、生産者などの関係者と水稲の有機栽培についての可能性について、先進地事例も参考にしながら検討することから始めてはどうかと考えています。

質問

①大鰐、碇ヶ関地区学童スキーリレー競技大会、駐車場の確保を
②長峰小学校のプールの存廃は
③市町村合併について

成田孝昭　議員

問①　グラウンド付近には駐車場がなく、グラウンド横の道路に片側駐車で三百メートル以上はあろうかと思います。駐車しているすべての車は大鰐町より選手の応援に行った父母の車です。

雪道の片側駐車のため、人の飛び出しや車の接触事故、さらに近くに火災等が発生したら大変な事態が予想されます。当町はこの大会の主催主管にはなっていませんが、教育委員会が窓口になって、碇ヶ関村教育委員会と駐車場の確保について要望すべきだと思います。

答①（教育長）　碇ヶ関村教育委員会に問い合わせたところ、役場と中学校、それからハッピーハウス前を除雪し、駐車場として準備しています。

来年の大会には、駐車場への誘導と表示をお願いしました。町内の各小学校へもそのことを連絡し、保護者や応援の方々が所定の場所に駐車するようにお願いしたいと思います。

会場までの距離が若干遠くなりますが、大会主催者に協力し、安全に留意して大会に参加させます。

問②　昭和四十五年新設された長峰小学校のプールもすっかり老朽化し、町教育委員会に補修を要請したところ、かなりの補修費がかかり、補修は見送られた経過があるようです。

使用不可能なプールをこのままにしておくことは、生徒の安全対策上また景観上、好ましくないと思います。さらに今年度は子供の居場所づくりプラン事業に参加をするべく、申請中と伺っています。

いずれにしても、使用不可能なプールの撤去を速やかに実行していただきたいと思います。補修もしない、撤去もしないでは、学区の人たちは納得できないと思います。

答②（教育長）　町内各小中学校のプールの新設、補修は、厳しい財政事情、それから投資効率等から、現在のところ考えていません。したがって、長峰小学校プールも解体したいものと考えています。

時期については、安全面や校地有効利用の面からも、条件が整う限り早期に行いたいと考えています。

使用不可能な長峰小学校プール

問③　津軽南地域市町村合併法定協議会を十二市町村で発足させ、現在、二月二十六日までに決定された事項は、合併の方式、さらに新市の事務所の位置だけだと思っています。

このような状態で来年の四月一日に新市が誕生できるとは、私は思っていません。これからの議論がそれぞれの市町村民の生活に直接関係する問題が山積しているからです。ただ、時間がないの一方通行ではなく、十分に関係市町村民の声を聞き、合併に向けた議論を深めるべきだと考えます。

総務省は、現行の市町村合併特例法を引き継ぐ新しい市町村合併推進法案を三月上旬に国会に提出すると報道されています。当初は、合併特例法の延長はないとしてきた総務省が、その後の激変緩和措置として考えたようです。

合併に対する状況が変わった現在、今後は少し時間をかけて、一年ぐらいの合併期間の延長も視野に入れながら、各市町村が十分納得のいく合併を目指すべきだと思います。

答③（町長）　現在、津軽南地域市町村合併法定協議会においては、合併の方式など基本的な協議事項二十五項目について

協議を進めているところです、これまでに合意がなされたのは、合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置などのほか新市建設計画の一部だけという状況です。

関係市町村の職員で構成されています分科会及び専門部会では、新市への移行に当たって、住民サービスや住民負担の急激な変化を避ける配慮をしながら、事務事業の調整に連日、全力で取り組んでいます。

当面は、十二市町村での枠組みの中で、目標期日であります十七年三月の合併に向けて努力します。

その間にあっても、さらなる住民の声を聞き、議論を深めることは大事なことで、要望があったときは、速やかに対応していきたいと思います。

質問

①町の農業政策について
②納税と税収は

長利　晃　議員

問①　今ほど食に対する安全性が問題になっているのは、過去にはない経緯です。国は東北地方を食料基地とする意向で指定し、かつまた津軽地方は食料特区になっています。

大鰐町の現状はどうであろうか。数年ごとに起こる災害により、経営基盤の弱体化と脆弱性が存在し、農家は悲鳴を上げています。

そこで、今後の農政への取り組みについて伺います。

一つ、農家が生き残るためには、農業収入をふやし、経費削減を図り、農家所得の向上に努めるべきと思うがどうか。また、町内農家の平均所得はどのくらいか。

二つ、収入増を図るには大鰐ブランドとしての付加価値が必要であると思うが、大鰐ブランドの育成は考えているか。

三つ、現在、町内に農業後継者はどの程度おり、農家数の何%に当たるか。また、後継者の組織体はどういうものがあり、有効に活動しているのか。

昔から、農業をおろそかにするところに繁栄なしと言われ、歴史がそれを物語っている。町も本腰で農業政策に取り組むべき時期と思うが。

答①（町長）　最近、津軽生命科学活用食料特区が認定され、当町もこれに参加しました。

ところで、消費者の食に対する関心が急速に高まっていますが、その一方で、ここ数年、台風や集中豪雨、冷害などの自然災害が連続して発生し、しかも農産物の価格低迷が続いている状況です。いかに自然相手の産業とはいえ、このような状況を克服し、安定経営ができる体質を築き上げていくことが求められています。

質問の一点目、安定経営及び担い手確保のための基本事項とも考えます。それには、これまで以上に農協や行政と連携しての販売対策、経費削減はもちろんですが、品質向上への創意工夫がより重要になるものと考えます。

町内農家の平均所得は、青森農林水産統計年報の平成十三年のデータよると、大鰐町は百五十三万三千円、全国平均が百十二万円、県平均は百七十万四千円。県内の第一は横浜町であり五百七十七万三千円です。

大鰐ブランドの育成ですが、既に大鰐ブランドとして定着している「大鰐温泉もやし」のような作物の育成は、競合する時代にあって、他地域との差別化を図り有利に販売する上で大事なことと考えます。ただ、これも後継者不足という問題を抱え、新年度に「あおもり冬の農業施設整備対策事業」を活用して、通年栽培に取り組むための栽培施設の整備費を計上しました。

ＪＡつがる弘前大鰐基幹支店の「おおわに無化学肥料栽培研究会」では、化学肥料を一切使わず、ゼム酵素堆肥だけで栽培したりんごの生産に取り組み、平成十五年産で五千箱を県外に出荷していますし、自然薯部会では、「みちのく大鰐自然薯」として生産と販売に力を入れ、平成十五年産で二千三百六十キログラム余りを出荷しています。

三点目の後継者数は、二〇〇〇年農林業センサスによると、大鰐町の場合は四百四戸で、販売農家数八百二十一戸に対して四九・二%となっています。

農業後継者の組織体としては大鰐町農業青年会議、担い手の組織として大鰐町認定農業者連絡協議会があります。活動としては、他市町村の組織との意見交換会、生産技術研修会、先進事例研修などに積極的に参加しており、町も支援しています。

国、地方とも厳しい財政事情にありますので、一気にというわけにはいきませんが、人間が生きるために不可欠の産業でもありますので、農家の皆様の経営改善と安定した基盤づくりに今後も取り組んでまいります。

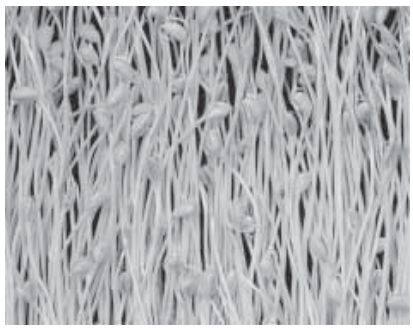

大鰐ブランド『温泉もやし』

問②　景気回復がおくれて、人々の心にも嫌気がさしている毎日ですが、平成十五年度の町税の徴収率はどの程度か。徴収率の低下は町にとってどのようなデメリットがあるか。

本年度から納税貯蓄組合の補助金が減額になるという、その理由は何か。また、組合納付の町税は町税全体の何%に相当するか。

答②（町長）　平成十五年度は現年分で徴収率九三%以上を目標とし、努力しています。ちなみに、平成十四年度、現年分徴収率は九二・六%でした。

徴収率低下によるデメリットは、徴収率の低下はイコール一般財源の減収になりますので、その結果として当然ながら

歳出を削減せざるを得ません。事務事業の見直し、あるいは事業の縮小といった影響が出てきますので、財源確保のためにも徴収率の向上は不可欠のことで、今後も努力してまいります。

納税貯蓄組合補助金は、補助率の改正で補助金が減額になりますが、これは大鰐町行政改革大綱の補助金等の整理合理化計画に基づき、事務事業を見直し、補助金の交付目的の適正化を図るため改正をしたものです。

納税貯蓄組合での町税の納付状況は、水道料を除いた平成十四年度実績で、加入世帯数は二千百九十一世帯で全体の五〇・九％、組合員数は四千七百五十四名で三六・五％、納付額が五億五千三百十七万円で四八・九％となっています。

質問

①駅前交流センター、建設用地買収問題と運営は誰が
②開発公社への和解金二千万円の補助と法律上の責任問題は
③第三セクター、返済不履行の責任は誰が
④町長の政治姿勢とその資質

内海繁勝　議員

問①　既に基本設計を発注し、用地の買収交渉も進んでいるであろうこの事業について、まずお聞きしたい。

私は、昨年の三月及び六月の議会において、町民のだれもがふだん着で日常気兼ねなく利用できる、そのような施設の整備を要望し、その実現を待ち望んでいました。町長はこれまで相当な努力をされたと思われ、現に職員ともども関係省庁に対しても積極的に行動したということも聞いており、その努力もあってようやくこれが実を結び、あなたがひそかに抱いていた思いが、現実に具体化されたということです。

現在、高齢化が進んでいる地元大鰐町住民のことを考え、この施設の整備に当たっては、これらの方々のニーズにこたえ、あなたが言う「住民がいやせる」ように、簡素を重きに、何よりも地元住民が利用しやすい施設の内容をレイアウトし、そして高齢者の方々には特に低廉な料金設定を考えていただきたい。

次に、第二点としては、この施設の建設用地の買収に関する問題です。

その問題点というのは、既に町長も承知のとおり、今回、町が建設用地として買収する用地の一部に、相当以前から現在に至っておよそ百メートルの町道が通っています。町民だれしもこの道路が公道であると信じて疑わないということです。

要するに、町の物であるかもしれない財産、これが何の対価もなく失われるどころか、町が相手に対して数百万円近い金員を支払うというのであれば、事は極めて重大です。したがって、司法の判断を仰いでも真相を解明するべきであると考えます。

最後に、現在、仮称として呼ばれている駅前交流センターですが、最終的にこれをだれが管理しだれがこれを運営するのか。

登記簿上は個人名義となっている公道？

答①（町長）　議員はげた履きを希望しておられるようですが、できれば私はよそからおいでいただく施設にしたいと考えています。

町民が単独で利用することを考えれば、財産区が現在所有している温泉を利用すればいいわけです。

土地の境界問題に関しては、仰せのとおりに、昭和二十一年に所有権が内務省に移った形にはなっています。しかし、結果的に、現在の登記簿を見ますと、個人名義になっているということで、これは国土調査の錯誤として、修正してくださるように所有者に提案してきましたが、所有者から同意は得られなかったということです。

これは本来ならば国が所有者を相手に訴訟を起こすべきかと思いますが、所有権の移動に関する証拠が十分とは言えないということと、また関係当局の回答が、解決の緊急性がないということから、これはやむを得ず、登記簿に準拠して買収することとしたわけです。

施設の運営主体は、まだ決定していません。個人的には第三セクター方式も一つの方法ではなかろうかと思います。

問②　昨年六月の定例会において町長は、財団法人大鰐町開発公社に対する二千万円の補助金に係る補正予算を提案し、議案は賛成多数によって議決承認されました。しかし、この二千万円の補助金とは、開発公社と三菱重工業が民事上の争いをやめ、双方これに和解し、その条件として開発公社が三菱重工業に支払う和解金です。

開発公社に対する当該支出は、法律上の根拠を欠く違法な公金の支出に該当する疑いが濃厚であるというのが私の認識です。司法は、これと類似した事件について、普通地方公共団体による支出が議会の議決を経たにしても、当該支出が違法性を帯びている限りにおいて、議会の議決承認をもってしても、違法は治癒されないとしています。

町長は、当該補助金の支出は公益性を充足しているとし、その根拠として、開発公社が三菱重工業に対する二千万円の支払い、これを履行しなければ、担保に供されているリフトを失うことを挙げています。

当時の当該職員が公社寄附行為に違反し、すべてを隠蔽し、

法令に違反し、専断で実行した三菱重工業に対する担保の提供、つまり、開発公社の資産に対する無断で行った譲渡権担保の設定、これを合法とするの否か。

答②（町長）　開発公社の補助金の件ですが、昨年、議会の皆様方の了承を得て、大鰐町開発公社に三菱重工との和解金二千万円を補助しました。その後、開発公社からリフト三基、一億円以上相当額が町に寄贈されました。

当時の理事の方々に対する求償の件ですが、補助金とは異質のことで、私はあくまでも道義的な問題と解釈しています。弁護士の意見も伺って、なお熟考が必要かと思っています。

答②（助役）　当時の職員が、リフト三基に対して譲渡権担保設定したことが違法かどうかということですが、これは理事会に諮っていない、独断でやったとすれば問題があると思います。

問③　大鰐地域総合開発は、平成十四年一月三十一日付で財団法人青森県体育協会と業務委託契約を交わしており、委託期間は同年二月一日から三月二十日までの四十八日間とし、委託業務の内容は、契約書によると、第一に大鰐温泉スキー場に対する基礎調査とあり、そして第二は大鰐温泉スキー場経営再建計画策定業務ということです。

大鰐地域総合開発株式会社が平成十四年二月から今現在の平成十六年三月十二日までのおよそ二年間に、財団法人青森県体育協会に支払った業務委託料等これらすべてを合算したその総額を、この場で開示していただきたい。

これだけ業績が低下した原因はあるにしても、しかし議会はこの計画書を信用し、貸し付けを承認したはずです。

貸し付けした金が返ってこないところに、さらに金を貸すとなれば、これは背任であると指摘している者がいるが、これは現在、みずから責任与党と称してあなたを支えている一議員が、平成十四年五月の臨時議会において、前町長に浴びせた議会発言です。この発言は現町長のあなたに対しても、当然のことに該当し、絶対にして無視できない、極めて重いものである。あなたはこの発言をいかにとらえているのか。

大鰐地域総合開発が、毎年度一億五千万円の借金を町に肩がわりさせ、その上、運転資金として四千万円を借り、そして一億円にも達する修繕費用や電気料金など経費を町に押しつけて、莫大な財政支援を受けているにもかかわらず、年を追うごとに業績を悪化させ、借りた金は返済せず、現在これがますます膨らみ続け、これに対してだれ一人としてその責任をとる者はいない。甚だ異常な状態にある第三セクター、及び貸手側の行政の長つまり町長を含めて、一体その責任を感じているのか。もしもその責任があるとするならば、これをどのように果たすつもりでいるか。

答③（町長）　人事の問題が出ましたが、私は、すばらしい人事だったと思っています。

特に平成十五年度に入ってから、ＯＳＫの社員初め、役員、それから活性化実行委員会の方々が再建に向かって今真剣に取り組んでくださっており、結果として、活性化へのいろんな提案が出されて夏場の経費が予想以上に圧縮できたことから、今シーズンに関しては特に冬場に期待していました。

町民の七割がスキー場の存続を希望しているという実情を踏まえ、今後も社員ともども一歩でも目標に近づく努力をする所存です。

二年二カ月における業務委託料及び報酬の総額の件ですが、県体育協会委託料が一千八百七十五万六千円、経費が六百五十四万四千円、役員報酬が六百三十五万円、そして昨年一月に十カ月間勤務後辞任いたしました支配人の給与が六百万円ちょうどです。

これを前社長の契約に基づく昨年度までの分と新たな契約による今年度とに分けて申し上げますと、県体育協会委託料は昨年度は一千三百七万二千円に対して本年度は五百六十八万三千円、経費は同様に四百十四万円に対して二百四十万七千円、役員報酬は三百六十万円、ただしこれは九カ月分ですので、年額に換算すれば四百八十万円ということになりますが、これに対して二百七十五万円、支配人給与は六百万円からことしはゼロということで、総額は昨年度までの分が二千六百八十一万二千円に対して今年度は一千八十三万七千円となっています。

問④　あなたは行政の中枢に入り、これを担う資質が根底から欠如している。町長は最近急激にその評価を下げ、評判が極めて悪い。

町民が求めた公平、変革、三セクの問題、財政改革、そしてあなたに求めた誠実清新さに背いたあなたにして、これに期待した多くの町民による、あなたが就任したここ数年は、甚だ無為であったという指摘に対し、認識をお聞かせ願いたい。

答④（町長）　忠告は感謝申し上げます。抽象的な表現が非常に多くて、反省するにしても、どうするべきか戸惑っています。できれば具体的にご指摘いただければありがたい。

再建に向け真剣に取り組んでいる第三セクター

議会だよりのコーナーは、町議会議員で構成されている広報委員会が編集しています。

なお、議事録は議会で閲覧できます。

EVENT 行事予報

天候等による日程の変更にご注意ください。

6月

５日(土)・６日(日)	○地区小学校野球大会(大鰐スタジアム)
13日(日)	○第２回あじゃらミックスダブルステニス大会(あじゃらテニスコート)
27日(日)	○第25回町民バドミントン大会(鰐小体育館８時30分～)

7月

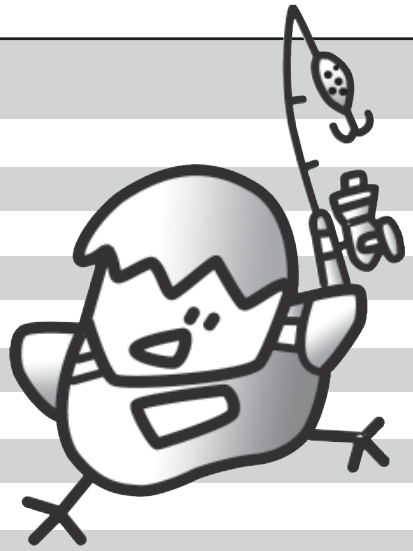

７月１日(木)	○羽黒神社宵宮
９日(金)	○宿川原、蔵館宵宮
11日(日)	○日の出、前田ノ沢宵宮
13日(火)	○駒木、三ツ目内宵宮
14日(水)	○八幡館、九十九森、元長峰、折紙宵宮
15日(木)	○森山、高野新田、虹貝、虹貝新田宵宮
16日(金)	○唐牛、駒ノ台、居土宵宮
17日(土)	○苫木、島田宵宮
20日(火)	○大円寺宵宮
21日(水)	○小・中学校一学期終業式
23日(金)	○早瀬野、長峰宵宮

■第16回町民卓球教室を開催

日時　６月８・15・22日(火)、19時～21時
会場　大鰐中学校卓球練習場(共同学習室)
参加料　無料
その他　ズック持参、貸し出しラケット有り、初心者歓迎します。

■第24回町民卓球大会を開催

第24回大鰐町町民卓球大会を次の通り開催します。
今年はピンポンの部も新設しましたので、奮ってご参加下さい。
日時　７月11日(日)開会式８時30分、試合開始９時～
会場　大鰐中学校体育館
種目　団体戦(１チーム３名)、個人戦(一般の男女、ピンポン、小、中)
参加料　団体1,500円(１チーム)、個人500円
・中学生以下は無料
・参加料は当日徴収、参加賞・昼食支給します。
申込締切　７月９日(金)17時必着、電話かＦＡＸで左記まで
■お問い合わせ・お申し込みは
大鰐町卓球協会会長　神郁夫
☎48―4607又は、事務局㈱さかもと坂本真一☎48―2251・ＦＡＸ48―2290

県税だより

自動車をお持ちの皆様へ

平成16年度の自動車税の納期限は、６月30日(水)です。
■自動車税は、その年の４月１日現在の所有者に課税されます。ただし、クレジット会社等に所有権が留保されている自動車については、使用者に課税されます。
■自動車税の納税通知書は６月２日に発付されますので、お近くの金融機関で納期限までに納付してください。また、納税通知書には、納付後に納税証明書となる用紙が添付されておりますので、車検の継続検査の際にご利用ください。
なお、口座振替を申し込まれている場合は、６月30日に口座から引き落とされます。
■自動車を譲渡したり廃車にした際には、それぞれ名義変更、まっ消の登録手続が必要となります。これを怠りますと、翌年度以降も登録上の名義人に課税されることになりますので、必ず登録手続きを行ってください。
※転居その他の理由で納税通知書が届かない方や、ご不明な点のある方は、弘前県税事務所までご連絡ください。
■詳しくは　弘前県税事務所納税課☎32―1131内線231・233

募りますので、希望者は大鰐高校まで電話でお申し込み下さい。
日時　7月2日（金）17時30分から21時まで
場所　大鰐高校「誠心館」
費用　800円（一人）
講師　岩間欽一氏（チボリ洋菓子店社長）
定員　30名（先着順、定員になりしだい締め切ります。）
その他　エプロンをご持参下さい。
■詳しくは　青森県立大鰐高等学校　渉外部☎47－5038（須藤）

親子ふれあい教室を開催

町では、遊びを通し親子でふれあいを深める「親子ふれあい教室」を実施しています。お子さんと一緒に楽しい時間を過ごしませんか。お気軽にご参加ください。
開催日　《前期》7／20（火）、8／6（金）、8／20（金）　《後期》1／28（金）、2／15（火）、2／25（金）
実施時間　午前10時～11時30分（受付時間：9時45分～10時）
場所　町総合福祉センター2階遊戯室
対象　1歳6ヵ月～3歳未満
内容　親子の遊びや手作りおもちゃの紹介、子育てや発達のお話、手作りおやつの紹介・試食など。※参加の申し込みは不要、1回のみの参加も歓迎、開催日に直接会場までお越しください。
■詳しくは　町役場保健福祉課☎48－2111内線309（会津）

訂正とお詫び

広報5月号のお誕生おめでとうで、葛西美優さん（誤）が葛西美憂さん（正）となります。訂正してお詫びいたします。

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在投票者投票について、その対象者が拡大されました。また、新たに「代理記載制度」が創設されました。

■郵便等による不在者投票の対象者の拡大

今回の改正により、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に**要介護状態区分が要介護5**である者として記載されている方が、新たに**郵便等による不在者投票をすることができる**ようになりました。

①郵便等投票証明書の交付申請

郵便等による不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、名簿登録地の選挙管理委員会に申請。

②郵便等による不在者投票の手続は【図1】のとおりです。

■郵便等による不在者投票における代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者（次の（1）又は（2）に該当する方）は、あらかじめ名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

（1）身体障害者福祉法上の**身体障害者**で、身体障害者手帳に**上肢又は視覚の障害の程度が1級**である者として記載されている者

（2）戦傷病者特別援護法上の**戦傷病者**で、戦傷病者手帳に**上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで**である者として記載されている者

●代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書交付申請に加え、あらかじめ次の①及び②の手続きを行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。

①代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

②代理記載人となるべき者の届け出の手続

●以上の改正内容は、平成16年3月1日から施行

■詳しくは　大鰐町選挙管理委員会☎48－2111内線217（澤田）

郵便等の方法による投票手続　【図1】

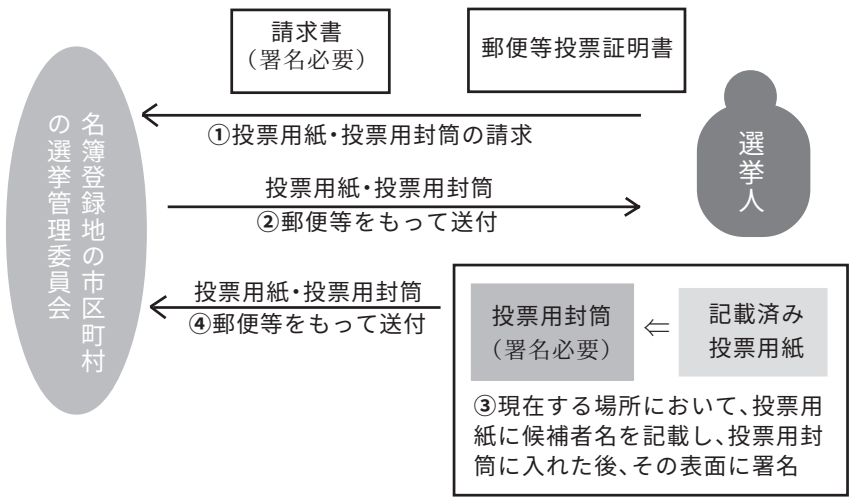

INFORMATION

おしらせ

無料法律相談所開設

町では、いろいろな問題で困っている方のために弁護士を招いて無料法律相談所を開設します。

相談内容等については秘密厳守しますので、安心してご相談ください。

日時　６月25日（金）10時から12時まで

場所　大鰐町中央公民館

※受付は８名以内ですので、お早めにお申し込みください。

■詳しくは　町役場保健福祉課☎48－2111内線303（小川）

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当の受給者は、申請時の状況と変更があった場合には届出をしなければなりません。受給資格がなくなったのに受け取った場合は、全額返納となります。

●届出が必要な場合

１．特別給付受給者であるサラリーマン等（厚生年金加入者）が退職し、国民年金加入対象者となったとき

２．出生により児童が増えたとき

３．受給者が公務員になったとき

４．受給者または児童の名前が変わったとき

また、以前児童手当を申請し所得制限により認定を却下された方で、加入年金が国民年金から厚生年金に変更になった場合は特例交付金として手当を受けられる場合がありますので、変更になった時点で認定請求をするようにしてください。また、児童手当現況届の申請についても６月22日（火）に町役場議場において受付けしますので手続きをしてください。

届出がない場合は、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■詳しくは　町役場保健福祉課☎48－2111内線303（小川）

メンタルヘルス講演会の開催

健康というと身体の健康をイメージしがちですが、健康であるということは身体のみならず心も健全であるということです。

昨今の急激な社会変化などで心を癒すということを忘れ、心の健康をないがしろにしていませんか。講演会に参加して心の健康にお役立てください。

日時　６月24日（木）18時～

場所　町中央公民館４階集会室

講演者　弘前大学医学部附属病院長　兼子 直氏

演題　「対人関係のとり方」

参集範囲　町民

■詳しくは　町役場総務課☎48－2111内線213（油川）

サーフプール・ゴンドラ営業のお知らせ

今シーズンの営業案内

●サーフプール（波のでるプール）

営業期間　７月24日（土）～８月22日（日）／臨時営業　７月17・18・19日

料金　大人600円、小人・シルバー300円

営業時間　９：00～16：00

※気象状況により休業する場合があります。

●観光登山ゴンドラ

営業期間　７月17日（土）～８月22日（日）の土・日・祝日のみ営業／臨時営業　10月２・３日

料金　〈片道〉大人600円、小人・シルバー300円　〈往復〉大人1,000円、小人・シルバー500円

運行時間　９：30～16：00

※気象状況により運行を見合わせる場合があります。

※日没時間で終了時間を変更する場合があります。

■詳しくは　大鰐地域総合開発（株）☎47－6800（渡辺）

スタッフ募集について

サーフプール・ゴンドラの営業に伴い、学生及び一般スタッフを若干名募集します。

職種　飲食及び売店係、プール監視係

対象　町内在住の高校生以上の健康な学生及び一般の方

応募方法　６月18日（金）16：00までに写真を貼った履歴書を持参するか郵送してください。なお、応募された方は６月27日（日）に面接を行いますので、午前９時までに「スキーセンタープラザ１Ｆ」へお集まりください。

応募先　〒038－0211大鰐町大字大鰐字蒄頭28－42　大鰐地域総合開発（株）（スキーセンタープラザ内）サーフプールスタッフ募集係

■詳しくは　大鰐地域総合開発（株）☎47－6800（渡辺）

ケーキ作り教室を開催

大鰐高校ＰＴＡ主催のケーキ作り教室を開催します。

今年度も、一般の町民の参加も

■青森りんご一日一個で健康を！（県産りんご消費拡大標語）

１歳の誕生日

【地区：苫木】
成田　純・美智子さんの子

な つ ちゃん
（平成15年６月３日生まれ）

予定日より１ヵ月早く生まれたので心配しましたが、今まで風邪ひとつひかず元気いっぱいに育っています。

最近は何でも口に入れようとするので、目が離せません。

おっこちそうなホッペがチャームポイントです。

暮らしの情報

【消費者からの相談事例】

「髪の毛の気になる部分が治る」と勧誘された育毛サービス

毛髪が細くなってきたのが気になり、店舗に出向いた。店員から「気になる部分が確実に治る」と説明されて、育毛サービス百六十五万円を契約し、クレジット（60回払い）で払うことにした。しかし、理髪店に行った時に、理容師に「髪は太くならない」と言われた。このまま長く続けるとお金がかかりそうなので解約したいと思った。24回（1ヶ月に2回ずつの1年間）施術を行うことになっていたが、そのうち2回だけサービスを受けた後に解約を申し出ると、育毛サービスやヘアケアサービスの料金の25％に当たる30万円を解約金として支払うように言われた。解約金が高額である。

（20歳代　男性　給与生活者）

■アドバイス

育毛サービスでは、契約期間がある程度長期間になる傾向があり、長い間には病気、けが、転居等の理由でサービスを受けられなくなることもあります。こうした場合、消費者が解約を申し出ても「すぐ解約に応じない」「解約料が高額だ」という苦情が寄せられています。

育毛サービスについては業界団体である日本毛髪業協議会（東京都渋谷区）が自主基準を定めています。契約した業者が当該協議会の加盟業者であれば、自主基準が適用されます。この自主基準には、クーリング・オフ制度や中途解約などが盛り込まれており、特定商取引法の特定継続的役務の規制とほぼ同様の内容になっています。今後、同協議会は、トラブルを防止するため中途解約の「関連商品」の範囲を明確にするなど、見直しを進める予定とのことです。

この相談については、消費生活センターが交渉した結果、髪の毛を植え付けたシートの使用分に対する25％と施術分の料金の合計約19万円の解約料が提案され、相談者はこれを受け入れました。

消費生活のご相談は
■青森県消費生活センター
☎017―722―3343
弘前相談室
☎0172―36―4500
国民生活センター相談部
☎03―3446―0999

戸籍の窓口

■4月受付分

お誕生おめでとう

お子さん（父または母）地区名

木田　一斗裟（男・昌彦）三ツ目内
小山内　はづき（女・克美）居土
小向　真叶（女・丈）蔵館５Ｂ
阿部　南斗（男・渉）長峰
山本　蒼大（男・純也）蔵館５Ｂ
田澤　隼人（男・匠）大鰐10
三浦　結菜（女・智之）八幡館
工藤　佑斗（男・克順）大鰐５Ｂ

おくやみもうします

亡くなった人（年齢）地区名

築館　トセ（73歳）唐牛
大川　サナ（93歳）大鰐６Ｂ
福士　正美（84歳）大鰐３
山下　榮造（82歳）宿川原
三浦　長男（75歳）元長峰
山田　忠勝（56歳）宿川原
髙阪　正弘（83歳）大鰐６Ｂ
五十嵐　正二郎（79歳）大鰐２
田中　たけ（95歳）蔵館５Ａ
山中　まつ（88歳）高野新田
下山　チヤ（96歳）森山
成田　登茂（73歳）蔵館２
盛　武雄（76歳）大鰐８
白戸　チヨ（90歳）蔵館１

大鰐町の人口と世帯数

平成16年４月末日現在

人口	12,860人
前月比	（－５）
男	5,973人
女	6,887人
世帯数	4,288世帯
前月比	（＋２）

発行　大鰐町役場（〒038―0292　青森県　南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五番地三）
編集　総務課　☎0172―48―2111（代）